

対馬市農業委員会第1回総会議事録

1. 開催日時 平成26年4月24日(木) 午後2時30分から午後3時10分

2. 開催場所 対馬グランドホテル 会議室

3. 出席委員 (24人)

1番 太田吉雄	2番 鬼橋孝幸	3番 桐谷善明
4番 小島喜介	6番 庄司幹雄	7番 長瀬円
8番 初村重政	9番 岡村高史	11番 吉野敏
12番 阿比留なみ恵	13番 佐伯武久	14番 佐伯理
15番 永留縫子	16番 兵頭榮	17番 御手洗輝美
18番 糸瀬安則	19番 小宮貞司	20番 小宮正至
21番 神宮教子	22番 須川久巳	24番 上野秀一
25番 米田賢明	26番 春田新一	27番 中村國安

4. 欠席委員 (3人)

5番 佐々木富雄	10番 松村英二	23番 縫田和己
----------	----------	----------

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 会議書記の指名
- 第4 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第2号 非農地証明書交付願いについて
議案第3号 農地中間管理機構法の施行に伴う意向調査の早期実施について
- 第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長	春日亀剛一
農業委員会事務局長補佐	庄司克啓
農林水産部農林振興課主任	阿比留秀和
中対馬振興部地域振興課係長	中村龍一
上対馬振興部地域振興課課長補佐	玖須博一

7. 会議の概要

議 長

皆様こんにちわ、4月のおわりに近づき、農作業も本格的に忙しくなり、このような中、皆様方に、平成26年度第1回対馬市農業委員会総会を開催しましたところ、多数、ご出席いただき、ありがとうございます。

本日は、総会に続きまして、県農業会議より講師をお招きしましての研修会、そして懇親会も予定していますので最後まで、よろしく願いいたします。

ただ今より、平成26年度対馬市第1回農業委員会総会を開催します。

現在の委員定数は27名、本日の出席者は24名で、総会は成立しますので対馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めます。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて、ご異議ございませんでしょうか

(異議なしの声あり)

議 長

それでは、6番の庄司幹雄委員、7番の長瀬円委員にお願いいたします。

議事日程第2、会期についてお諮りします。お手元に配布しております農業委員会総会議事日程のとおり、本日1日にしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

それでは、本日1日といたします。

議事日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記に委員会事務局長及び課長補佐を指名します。

つづきまして、議事日程第4、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします、事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

それでは、議案書の1ページをお開き願います。

議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請で、今回は1件でございます。

番号1は、巖原町〇〇の〇〇さんから、同町〇〇の〇〇さんに贈与し住宅用地に転用したいとの申請でございます、申請の農地は巖原町〇〇の畑1筆、145平米で、建築面積は33.12平米でございます。位置図、配置図を2から7ページに添付しておりますのでご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました、地元委員の補足説明をお願いします。

(1番委員挙手)

1番 太田吉雄委員

第5条の許可申請について説明します。

4月18日に役所の阿比留さんと私と〇〇さんと3人で調査いたしました。

譲受人の〇〇さんは〇〇さんの長男になります、〇〇さんが高齢であり、介護をするため家の改造を考えましたが、〇〇さんの住んである本屋は文化財の指定になっており、改造が出来ませんので、近くに介護用の家屋を建設する計画をしましたが、近くには農地しか無く、転用の許可申請になりましたので、ご審議の程、お願いします。

(事務局長挙手)

事務局長 先ほどから、文化財との説明がありましたが、〇〇さんの住んである家屋ですか。

1番 太田吉雄委員

〇〇さんの本屋が文化財になっております、本屋は、古くなりサッシ、網戸も無く、改造も出来ません、〇〇さんと奥さんは本屋横に小さな家を建て、住んであります。

しかし、〇〇さんも高齢になられ、文化財の管理もままならない状態であり、介護用の家屋を計画されました。

(18番委員挙手)

18番 糸瀬安則委員

〇〇家の住宅の平面図が6ページに有りますが、申請地の敷地の中に文化財が建っておるんですか。

1番 太田吉雄委員

いいえ、申請地ではなく、道路向かいの本屋の方です。

議長 ほかに、質疑ないでしょうか、質疑が無いようにありますので、賛否をお諮りします。

議案1号、番号1につきまして賛否を問います、本案件に、原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

全員賛成 でございます。議案第1号について、当委員会の意見を付し、県知事に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第2号「非農地証明書 交付願いについて」を議題とします。事務局の説明を求めます。(事務局長挙手) 事務局長。

事務局長 議案書の8ページをお開き願います、議案第2号非農地証明書交付願について、今回2件でございます。

番号1、申出人は巖原町〇〇の〇〇さんで、申請地は巖原町〇〇の畑、1筆で439平米でございます。

位置図、写真等は9から12ページをご参照ください。

番号2、申出人は美津島町〇〇の〇〇さんで、申請地は美津島町〇〇の畑、1筆で437平米でございます。

位置図、写真等は13から17ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました、番号1から地元委員の補足説明をお願いします。

(2番委員挙手)

2番 鬼橋孝幸委員

議案第2号の番号1について説明します、今月の16日に申請者の〇〇さん、農林しいたけ課の阿比留さんと私とで、現地確認をしました。

12ページをご覧になるとわかりますが、30年以上も手入れされず、雑木等が生い茂っている状況で、明らかに非農地に該当するかと思われ、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 番号2の説明をお願いします。

(11番委員挙手)

11番 吉野 敏委員

番号2について説明いたします、4月の18日に現地を確認いたしました。

本人の〇〇さん、担当の阿比留さん、松村委員さんと私の4人で現地を確認いたしました。

現地の方は、写真で見るとおり、大木が生い茂っていますので、農地と認められない状態ですので、非農地でもいいと判断いたしました。

ご審議の程、お願いします。

議 長 ただ今、地元委員さんの補足説明がありました、質問等はございませんでしょうか。

質疑が無いようにありますので、賛否をお諮りします、議案2号、番号1、2につきまして、原案のとおり交付することに、賛成の方の挙手をお願いします。

賛成多数でございます。議案2号、番号1、2は、原案のとおり交付することに、決定いたします。

議 長 次に、議案第3号「農地中間管理機構法の施行に伴う意向調査の早期実施について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。(事務局長挙手) 事務局長。

事務局長 18ページをお開き願います。

議案第3号、「農地中間管理機構法の施行に伴う意向調査の早期実施について」でございます。

提案理由を読み上げます、平成26年3月の「農地中間管理機構法」の施行に

に伴い、農業委員会は、「遊休農地対策の強化」（予備軍農地等含む）に向け、改正農地法第30条以降の条文に基づき、速やかに具体的な対応を図る必要があるとされています。

このことを踏まえ、農地所有者等が中間管理機構を利用することについて、業務遅延等による利害関係等々が発生することがないように、県、市、その他関係機関と連携を取り、重点地区の指定及び遊休農地の利用意向調査等の関係事業について早期に着手することを決議する者であります。

なお、対馬地域では次のページですが、農業委員会、対馬振興局、対馬市、農業振興公社、JA対馬とで担当者を配置し、農地中間管理事業推進チームを設置しております。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました、質疑等ございませんでしょうか。

(18番委員挙手)

18番 糸瀬安則委員

このことにつきましては、後ろに県の方もお見えでございますので、後ほど伺いたいと思います。

議 長 わかりました、他に質疑も無いようにありますので、委員皆様にお諮りいたします。

議案第3号につきまして、提案理由のとおり決議することに、ご異議、ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議が無いようにありますので、議案第3号につきまして、提案理由のとおり決議いたします。

以上で、本日提案されました、議案を、皆様方には慎重に、ご審議いただき、無事終了することができました。ありがとうございました。

つづきまして、議事日程第5 その他の事項ですが何かありませんでしょうか。

(18番委員挙手)

18番 糸瀬安則委員

事務局にお尋ねします、農振農用地の除外について、平成10年から平成18年の間だろうと思います、私たちの地域で今でも耕作されています田畑がありますが、どうゆう理由かわかりませんが、農振農用地から除外をされているのをごく最近わかりまして、農振農用地を除外する場合は、地域の意見を聞き実施しているのかどうか、耕作放棄地も増える恐れもありますので、今後、こういうことがあったらどうするのか、事務局の意見を聞きたいと思います。

(事務局長挙手)

事務局長

農振農用地の除外についてのおたずねですが、農業委員会事務局としては答えにくいところがあります。

担当課は農林しいたけ課になります、農業委員会は、本庁からの除外申請書を受付けて、農業委員会総会で審議し、許可相当か不許可を判断してもらい、担当課に意見書を付けて担当課に返すものであります。

(18番委員挙手)

18番 糸瀬安則委員

農業委員会の意見を付けて進達するのは分かりますが、その前の農林しいたけ課か農業委員会であろうと農振除外をするときは、地域の意見を聞き、除外をするものと思いますがどうでしょうか。

(事務局長挙手)

事務局長

農振農用地の除外は農地の所有者が申請するものでありますので、地域の意見を聞くというのは、隣接地の意見でしょうか。

(18番委員挙手)

18番 糸瀬安則委員

そうでは無くて、農振地域見直しにおける、農振農用地の除外についてです。

議長

協議会にいたします。

(旧上県町檜滝字竹ノ内の農振農用地の除外(見直し)について、当時の状況を調査する。)

議長

本会に戻ります。

18番委員の意見に対し、事務局が調査をし、次回総会で報告することで、よろしいでしょうか。(異議無しの声あり)

その他の項で、他にありませんでしょうか、

(なしの声あり)

それでは、これをもちまして、本日の総会を閉会といたします。

会 長 中 村 國 安

署名委員

署名委員